

「行政処分公表」

下記のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく行政処分を行ったので、その事実を公表します。

1 対象業者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

塩釜トラック株式会社

(2) 主たる事務所の所在地

宮城県仙台市宮城野区港三丁目3番3-2号

2 行政処分を行った日

平成21年6月4日

3 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可（許可番号0404067574）の取消し

4 行政処分の根拠法令

法第14条の3の2第1項

5 行政処分の原因となった事実

塩釜トラック株式会社の取締役は、法の規定に違反したことにより、仙台簡易裁判所において罰金刑の言渡しを受け、平成20年12月23日に刑が確定し、同日に刑の執行が終了した。

このことにより、同社は、法第14条第5項第2号二に規定する欠格要件に該当することとなったため、法第14条の3の2第1項第1号の許可取消事由に該当した。